

Press Release

アスリード・キャピタル プーティーイー エルティーディー (ASLEAD CAPITAL PTE. LTD.)

2021年6月14日

富士興産株式会社株主の皆様 及び 関係者各位

**富士興産株式会社に対する公開買付期間延長のお知らせ、
公開買付けへの応募と買収防衛策への改めての反対のお願い**
**Extension of tender offer period for Fuji Kosan, and Requests for tender into the Tender Offer
and Vote against take-over defense mechanism at Shareholders' Meeting**
(ISS & Glass Lewis recommend to vote against take-over defense mechanism)

アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンド（「公開買付者ら」）は、富士興産株式会社（「対象者」）の普通株式の公開買付け（「本公開買付け」）を2021年4月28日より開始しています。なお、公開買付者らは、アスリード・キャピタル プーティーイー エルティーディー（「アスリード・キャピタル」）との間で投資一任契約を締結し、その資産の運用を委託しています。

対象者は、2021年5月24日に事後的な買収防衛策（「本有事買収防衛策」）を公表し、2021年6月11日開催の取締役会において、公開買付者らの保有する対象者株式の価値のみを希釈化させる差別的な新株予約権（「本新株予約権」）の無償割当てを決議したとのことです。この買収防衛策は対象者経営陣の明らかな自己保身、経営陣による恣意的な株主の選別を目的とするものと考え、アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンドは、同日、東京地方裁判所に対し新株予約権の無償割当ての差止めを求める仮処分命令の申立てを行い、受理されました。

また、アスリード・キャピタルは本公開買付期間を2021年7月9日まで延長することを決定しました。

- 公開買付期間を2021年7月9日まで延長することを決定しました。改めて公開買付けへの応募をお願いします
- 定時株主総会における本有事買収防衛策に関する2議案（第3号・第4号議案）への反対をお願いします
 - 4月1日以降に株式を売却された方々についても、定時株主総会での議決権行使をお願いします
- 議決権行使助言会社であるISSとグラスルイスの2社も、本有事買収防衛策に関する2議案に対して「反対」の推奨を出したと認識しています

- 公開買付期間の7月9日までの延長と、本公開買付けへの改めての応募のお願い
 - 対象者より公開買付期間を6月14日から少なくとも6月25日以後に延長することを要請されていましたが、時間・情報や交渉機会の確保を口実に、本公開買付けを断念させることを目的として、買収者に対して延々と情報提供を求め、買収提案の検討をいたずらに引き延ばす等のものであり、合理性はないものと判断し、2021年6月8日に期間延長要請を拒絶することを通知しました。
 - その後、①対象者による本有事買収防衛策発動に伴う新株予約権発行の本仮処分手続き（本仮処分申立て、これに関連する即時抗告、保全抗告、許可抗告又は特別抗告及びこれらに関する決定などの一連の手続きをいいます。以下同じ。）には一定の期間を要すると考えたこと、②対象者の2021年3月期の決算短信によれば、対象者は2021年6月24日に有価証券報告書を提出することを予定しており、当該有価証券報告書の提出は公開買付届出書の訂正届出書の提出事由にあたることから、公開買付者は翌

2021年6月25日に公開買付届出書の訂正届出書を提出する予定ですが、法令上、公開買付期間の末日は当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、当該訂正届出書を提出する日より起算して10営業日を経過した日までの期間とすることとされている点により、予め10営業日経過後の2021年7月9日まで公開買付期間を延長する必要があると考えたこと、また、③公開買付期間の延長により、対象者株主に本公開買付けに関して熟慮期間を与えることができると考えたことから、結果として、**公開買付期間の末日を本期間延長要請において最低限要請された2021年6月25日以後である2021年7月9日まで延長することを決定しました。**

➤ 株主の皆様におかれましては、**引き続き本公開買付けへの応募をお願いいたします。**

■ **定時株主総会における本有事買収防衛策に関する2議案（第3号議案、第4号議案）への反対のお願い**

➤ 公開買付期間を2021年7月9日まで延長することを決定しましたので、対象者経営陣が主張していた株主の皆様が本公開買付けに応募するための熟慮期間の確保は達成されたこととなります。対象者による、本有事買収防衛策の導入・発動の撤回、定時株主総会における本有事買収防衛策議案の取り下げを期待したいと思います。

➤ しかしながら、買収防衛策がやはり経営陣の自己保身及び経営陣による恣意的な株主の選別を目的としているとすると、対象者は、買収防衛策の導入・発動の撤回・取り下げと定時株主総会での買収防衛策に関する2議案の取り下げを行わない可能性があります。**改めて本有事買収防衛策に関する下記2議案（第3号議案・第4号議案）への反対をお願いします**

- 第3号議案「アスリード・ストラテジック・バリュー・ファンド及びアスリード・グロース・インパクト・ファンドによる当社株式を対象とする公開買付け等に対する対応方針の導入に係る承認の件」

- 第4号議案「新株予約権の無償割当ての件」

➤ **本有事買収防衛策に関する2つの議案（第3号議案及び第4号議案）が定時株主総会において可決され、かつ、(i)本仮処分手続きにより公開買付期間の末日までに差止めができないと公開買付者が判断した場合（裁判手続の状況、裁判所の決定内容、対象者の主張内容、公開買付期間の延長の可否その他の事情を勘案の上、公開買付者らにて判断いたします。）、又は、(ii)本仮処分手続きにより差止めができなかった場合（本仮処分手続きに対する裁判所の棄却又は却下の判断が確定した場合）には、本公開買付けを撤回する方針です。**

- 本有事買収防衛策議案に反対を頂き同議案が否決された場合には、本有事買収防衛策議案によれば、対象者は本新株予約権の無償割当てを中止するものとされております。

- また、対象者は、本新株予約権の効力発生日（2021年8月末日）までに、本公開買付けが撤回された場合、又は、本公開買付けが不成立となった場合において、本新株予約権の無償割当ての必要性が無くなったと判断した時には、本新株予約権の無償割当てを中止することを予定しているとのことです。

- **議決権行使書において、各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱われますので、明確に「反対」の欄に○を付けてください。**

- また、議決権行使書は、**6月23日午後5時半到着が期限**ですのでご注意ください。**遅くとも6月21日中には投函頂きますようお願いいたします**

- 大手議決権行使助言会社である **Institutional Shareholders Services Inc. (「ISS」)** と **Glass Lewis (「グラスルイス」)** の 2 社も、富士興産の買収防衛策に関する 2 議案に「反対」の推奨を出したと認識していません
 - 大手議決権行使助言会社である ISS とグラスルイスは、本有事買収防衛策に関する 2 議案に関して「反対」の推奨を出したと認識しています。
 - グローバルに議決権行使に関する助言を行っている ISS とグラスルイスが、独立した専門家としての立場から対象者の株主総会議案を分析した上で、本有事買収防衛策に関する 2 議案に反対の推奨を行ったことは、アスリード・キャピタルの主張の正当性を裏付けるものとして歓迎しております。

- **4 月 1 日以降に株式を売却された方々についても、定時株主総会での議決権行使をお願いします**
 - 2021 年 3 月 31 日に株主名簿に記載又は記録のある株主の皆様は、定時株主総会における議決権をお持ちです。すでに株式を売却し、対象者への関心は減退されていらっしゃるかもしれませんが、何卒定時総会にて本有事買収防衛策に関する 2 つの議案（第 3 号議案及び第 4 号議案）へ反対票を投じて頂きますようお願いいたします。

対象者は 2021 年 6 月 11 日公表の「当社株式にかかる公開買付けに関する株主の皆様からのお問合せへのご回答」の中で、過去株価が低迷していた原因の自己分析として、IR 活動、SR 活動が不十分であったことを理由として挙げていますが、過去株価が低迷していたのは、長年利益の伸長を実現できておらず、企業価値向上を実現できてこなかったからです。加えて、経営責任を自覚する様子が無く、株主軽視の姿勢を経営陣が取ってきたことが株価低迷の原因です。

長年利益の伸張が実現できておらず、かつ、前中期経営計画も事実上未達であったにもかかわらず、経営責任を自覚する様子が無い中、本有事買収防衛策議案がいずれも可決されたならば、経営陣はこれまで通り株主軽視の経営を続けるものと考えております。そのような経営が続けられた場合、対象者が 2021 年 5 月 28 日付で公表した「長期ビジョン及び中期経営計画(2021 年度～2023 年度)策定のお知らせ」(「新中期計画」)が未達であっても、今まで通り経営責任を取ることも無いと考えており、大株主による規律付けなき株主構成において、新中期計画の実現可能性は疑わしいと判断せざるを得ません。

また、公開買付けが開始された後に、このような事後的な本有事買収防衛策を導入・発動し、経営陣の好き勝手に公開買付けを阻止し、経営陣が恣意的に株主を選別する悪しき前例を作ることは、我が国のコーポレート・ガバナンスの発展に取り組みを著しく退行させることになりかねません。営業利益が確保されている限り、利益率が低くとも、利益の伸長が無くとも、株主から経営に対する規律付けを受ける理由は無い、現状維持で良いではないかと考え、企業価値向上の努力を怠る企業経営者の姿勢を助長することにもつながりかねず、コーポレート・ガバナンス改革の推進により、更なる中長期的な企業価値向上を目指すという方向性にも水を差す前例となりかねないと懸念しています。

本プレスリリースについては別添資料もご覧ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先: info@aslead.com

免責事項

勧誘規制

本プレスリリースは、本公開買付けの公表に関して作成されたものであり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）の内容又はその配信の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

将来予測

本プレスリリースには、将来に関する記述が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれら将来に関する記述と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、かかる将来に関する記述が結果的に正しくなることについて何ら保証することはできません。本プレスリリースの中の将来に関する記述は、本プレスリリースの作成の時点で公開買付者らが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。